

気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案要綱

第一 気象業務法の一部改正

一 特別警報の実施

1 気象庁は、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、その旨を示して、気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、津波、高潮及び波浪についての警報（以下「特別警報」という。）をしななければならないものとする。

2 気象庁は、1の基準を定めようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴かなければならないものとするとともに、当該関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならないものとする。

（第十三条の二関係）

二 特別警報の伝達

1 気象庁は、特別警報をしたときは、直ちに都道府県の機関等に通知しなければならないものとし、通知を受けた都道府県の機関は、直ちに関係市町村長に通知しなければならないものとする。

2 1の通知を受けた市町村長は、直ちに公衆等に周知させる措置をとらなければならないものとする
こと。
(第十五条の二関係)

三 津波予報業務の許可基準の改正

津波の予報の業務に係る許可の基準について、現象の予想の方法が国土交通省令で定める技術上の基
準に適合するものとする。
(第十八条関係)

四 気象庁長官の権限の委任先の見直し

海洋気象台の廃止に伴い、気象庁長官の権限の委任先から海洋気象台長を削除するものとする。
(第四十三条の四関係)

五 その他

その他所要の改正を行うものとする。

第二 国土交通省設置法の一部改正

一 海洋気象台を管区気象台等に統合し、海洋気象台を廃止するものとする。

(第四十八条、第四十九条及び第五十一条関係)

二 その他

その他所要の改正を行うものとする。

第三 附則

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、二（一部の規定に限る。）については公布の日から、第一の四及び第二については平成二十五年十月一日から施行するものとする。

（附則第一条関係）

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めるものとする。（附則第二条から第四条まで関係）

三 登録免許税法について所要の改正を行うものとする。（附則第六条関係）